

平成22年度 第1回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成22年6月9日（水） 15時00分～16時25分
2. 場 所：中央合同庁舎第7号館西館 1114共用会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 平成22年度 政治資金適正化委員会審議事項について
 - (2) 政治資金監査に関するQ&Aについて
 - (3) 登録政治資金監査人の登録者数について
 - (4) 政治資金監査に関する研修について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 平成22年度 政治資金適正化委員会審議事項
- 資料2 政治資金監査に関するQ&A（その9）
- 資料3 登録政治資金監査人の登録者数
- 資料4 政治資金監査に関する研修の実施状況
- 資料A 政治資金監査マニュアル等の改定に係る論点整理
- 資料B 政治資金監査に関する研修テキストの改定新旧対照表
- 資料C 人件費の政治資金監査報告書における取扱いについて
- 資料D 登録政治資金監査人へのアンケートの集計結果（中間報告）

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成22年度第1回政治資金適正化委員会を

開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、事務局より人事異動の紹介があるようですので、お願いします。事務局長、お願いします。

【金谷事務局長】 人事異動の御紹介をさせていただきたいと思います。4月1日付で収支公開室長に就任いたしました高橋秀禎でございます。

【高橋収支公開室長】 高橋でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

【金谷事務局長】 同じく4月1日に新設されました支出情報開示室の室長の井上勉でございます。

【井上支出情報開示室長】 井上と申します。よろしくお願いたします。

【金谷事務局長】 あと、昨日付で大臣官房参事官併任政党助成室長に時澤忠が就任をいたしております。本日は所用で欠席をさせていただいております。よろしくどうぞ願いたします。

以上でございます。

【上田委員長】 では、次に、平成21年度第6回委員会の議事録についてでございますが、事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第6回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思います。

また、平成21年度第7回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題、「平成22年度政治資金適正化委員会審議事項について」、説明を事務局をお願いします。

【米澤参事官】 それでは、お手元、資料1とつけてございます、「平成22年度政治資金適正化委員会審議事項」から御説明を申し上げます。資料1でございます。昨年度も年度初めの第1回の委員会で同様にその年の審議事項をまとめて御提示させていただきました、御意見を賜ったところでございます。その同じ位置づけでございます、平成22年度、今年度の委員会としての主な審議事項をまとめたものでございます。

1 といたしまして、政治資金監査マニュアル等の改定ということでございます。今まで委員会として御公表いただきました政治資金監査に関する見解、あるいはQ&A、それから、現在行っております登録政治資金監査人の方々に対しましてアンケート調査の結果も踏まえまして、現行の政治資金監査マニュアルを改定し、来年分、平成22年分収支報告書の本格的な開始までにその改定版を周知するという考え方で行っていきたくと考えております。審議スケジュールの案といたしましては、今年の夏までに改定案を公表いたしまして、改定の内容に応じ、パブリックコメントを実施したいと考えております。そして、9月までにマニュアルの改定版の確定・公表し、10月から12月にかけて周知するようなスケジュールを考えているところでございます。

それから、2点目でございますが、登録政治資金監査人の方々への事例等説明会の実施でございます。21年分の収支報告書の提出がこの5月末までになされているところでございまして、初めての政治資金監査が本格的に実施をされているところでございます。それらの政治資金監査の事例を踏まえまして、登録政治資金監査人の方々に対しまして、任意で受講できます事例等説明会を実施したいと。それによりまして、より円滑な政治資金監査が継続的に実施されるように、フォローアップのような位置付けも含めまして、行いたいと考えているところでございます。これにかかります審議スケジュールの案といたしましては、9月までに事例等説明会の実施計画の決定をさせていただきますまして、10月から12月にかけて実際の説明会を実施したいというふうに考えております。

そして、3番目のその他でございます。引き続き政治資金の収支公開、よりわかりやすいものとする。さらに、政治資金監査をより効果的で充実したものにするという基本的な考え方に立ちまして、今まで登録政治資金監査人の方々等から寄せられた意見、質疑等も踏まえまして、必要に応じて適正化委員会の見解を検討し、順次公表していきたくと考えております。このほか、従来どおり、Q&Aなり、研修の実施計画などについても御審議をいただきながら進めていきたくと考えているところでございます。

資料1は以上でございます。

続きまして、資料A、これは委員限り資料でございます。先ほどの資料1の1で御説明いたしました政治資金監査マニュアルの改定に係ります、まずは論点整理ということで提出をさせていただいたものでございます。政治資金監査マニュアルにつきましては、政治資金監査制度の運用状況を見きわめながら、その手続が実際の運用にそぐわない場合などには、必要に応じて改定を図っていくということを位置づけているところでございます。

21年分の収支報告書に対する政治資金監査の運用状況、また、事務局に寄せられた意見等々を踏まえまして、マニュアル本体、さらには、法定研修の際に用います研修テキストの改定について検討していったらどうかということでございます。

そして、改定に係る検討の視点についてでございます。

(1)といたしまして、まずは、政治資金監査の方法の変更が必要かどうかと。今までの委員会としての審議状況や、今、行っておりますアンケート結果から、法律の範囲内で政治資金監査の方法の変更が必要かどうかということをもまず検討する必要があると考えております。そして、2点目といたしましては、マニュアル等の内容の充実ということで、法定研修に用いておりますテキスト、それをもとにまた政治資金監査も行っていただいているわけでございますけれども、それがより円滑に行えますように、マニュアル、テキストの内容の充実を検討していきたいということでございます。内容といたしましては、委員会で公表した見解をマニュアルの中に位置付けること、Q&Aを位置付けること、その他記載内容の追加ですとか、表現の明確化、構成の見直し等々も行っていきたいというものでございます。

このような視点に立ちまして、主要な検討箇所について順次御説明をさせていただきたいと存じます。

2の(1)からでございますが、2の(1)は、政治資金監査の方法の変更についてでございます、これについては、後ほど資料Cで御説明をさせていただきたいと思っております。

2ページ目に参りまして、マニュアル等の内容の充実の方でございますけれども、まずは、委員会で公表しました見解を追加すべきことといたしまして、1つは、領収書の記載事項に関します監査上の取り扱いということで、支出の目的が記載されていない領収書等につきまして、会計帳簿の記載事項と整合がとれていれば、政治資金監査として指摘する必要はないと。亡失等一覧表に記載する必要はないという見解をおまとめいただいているところでございまして、これについては、非常に政治資金監査の取り扱いとしては重要なものでございますので、マニュアル本文に記載をする形で改定をしてはどうかと考えているところでございます。

②のQ&Aの追加のうち、アといたしまして、Q&Aのうち重要なものについてでございます。(改定の方向)に書いてございますように、例えば業務制限がかかる期間、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間が、法律上の業務制限に該当してはならないという法律上の解釈ですとか、その下の年の途中で政治団体の区分

が、例えば国会議員関係政治団体から資金管理団体、その他の政治団体等に区分が移動した場合の政治資金監査の方法について、徴難明細書や振込明細書に係る支出目的書といった法律上の作成義務がない支出については、その経費につきまして領収書等がない場合でも、亡失等一覧表に記載は求めないという取り扱い等を位置付けたらどうか。さらに、その下、政治資金監査契約書への収入印紙の貼付が必要であること。政治団体が登録政治資金監査人に政治資金監査報酬を支払った場合、源泉徴収義務がかかること。次のページに参りまして、政治資金監査報酬受領時の領収書については、営業に関しない受取書に該当するということから、収入印紙の貼付は必要でないことといったことも位置付けたらどうかと考えております。さらに、政治資金監査の対象となる政治団体の考え方といたしまして、収支ともに0円であり、例えば年末、解散日、そういった報告すべき日現在で国会議員関係政治団体でなかった場合には、政治資金監査は受けなくてもいいわけでございすけれども、その考え方の中で前年からの繰越額を計上して、その他の収支は0という団体についても、やはり同様に政治資金監査を受ける必要がないといったこと。これらについては非常に重要なQ&Aでございますので、マニュアル本文に記載をしてはどうかと考えております。

ローマ数字の小さいiiは、マニュアル本文に書くまでではないという扱いでございますけれども、法定研修の際に用いますテキストに追加をして、政治資金監査人の方々に周知を図ってはどうかというものでございまして、例えば国会議員関係政治団体に入会し、単に会費を支払っているだけの会員は、役職員に該当しないことですか、領収書等の定義に関連いたしまして、クレジットカードの月次利用明細書、あるいは見積書、請求書、納品書の類、そういったものは領収書等とは認められないこと。さらに、領収書等に支出の目的が記載されていない場合に、政治団体側で追記することは適当でないこと。これらの内容をテキストの方に追加をしてはどうかというものでございます。

続きまして、③記載内容の追加・表現の明確化ということで、かなり事務的な内容が多くございますけれども、アといたしまして、国会議員関係政治団体の主たる事務所で政治資金監査を行うことの明確化ということで、政治資金監査マニュアル上、監査は政治団体の主たる事務所で行うということで考えておりますが、マニュアルの表記といたしまして、主たる事務所というふうに明記されてなくて、事務所とだけ記載されている部分がございます。誤解を招きかねないということでございますので、主たる事務所で行うということを明記をしたいというものでございます。

4 ページに参りまして、あて名の確認が必要な領収書について、これもマニュアル上、高額領収書等についてはあて名の確認をするという考え方になっておりますけれども、これも現行マニュアルの表記として、高額領収書というふうに限定してない部分がございます。すべてあて名を確認しなければならないかという誤解を生じかねないということで、これについても訂正をしたいと思っております。

それから、ウといたしまして、領収書等を徴し難い事情に関する説明、登録政治資金監査人の方々にとって非常にわかりにくい徴難事情についてより理解がしやすいような具体的な説明を加えてはどうかということでございます。

あとは、さらに事務的になりますが、④といたしまして、語句の表現の統一ということで、例えばマニュアルに「基づき」政治資金監査を行うという考え方でございますけれども、マニュアルの中の表記といたしまして、マニュアルに「従って」とか、「準拠して」といった形で、同じ考え方を示すのに表記がばらばらになっているところがございますので、そこは統一を図りたいということでございます。

5 ページに参りまして、テキストの構成の見直しでございます。これ、法定研修の際に用いておりますこの青表紙のテキストにつきまして、具体的な指針という、いわばマニュアル本体の部分とより詳細な事項を定めました政治資金監査実施要領、これが別、政治資金監査実施要領が後ろの方にまとめて入っているという構成になっておりまして、法定研修の際に非常に研修を受けていらっしゃる登録政治資金監査人の方々からは、ちょっとわかりにくいという御指摘もございましたので、この政治資金監査実施要領の内容を具体的な指針の関連する部分に逐次挿入をしていくという構成の仕方に直したいというふうに考えているものでございます。

改定版の決定と適用関係でございますけれども、この考え方につきましては、実際にその監査をなさる登録政治資金監査人の方々、あるいは国会議員関係政治団体の方々の実務上の混乱を招かないように行う必要があると考えておりまして、既に21年分の収支報告書の提出期限は過ぎておりますので、次の22年分の収支報告書が本格的に提出されます23年1月1日以前、したがって、年内に決定・周知をすることが必要ではないかと考えております。したがって、決定の時期といたしましては、この9月まで、で、マニュアルを定めた際にパブリックコメントにかけてございますので、改定につきましても同様な扱いをする必要があると考えております。で、周知の時期といたしましては、10月から12月、3カ月ほどかけて周知をすれば、理解をいただけるのではないかと思います。

す。

6 ページに参りまして、周知の対象と方法についてでございますが、登録政治資金監査人の方々に対しましては、テキスト改定の概要、改定内容の新旧対照、それから、改定を反映いたしましたテキストを個別に送付をさせていただきたいと思っております。政党に対しましては、マニュアル改定の概要等、参考資料を送付をしたいと思っております。個別の国会議員関係政治団体には、特段資料の送付はしない扱いとしたいと思っております。ホームページ上で公表することによって周知を図るという考え方でいるところでございます。

③の適用関係でございますけれども、考え方といたしましては、23年1月1日以降に行う政治資金監査から適用するという事で、適用日以前に解散した団体については、従前のマニュアルに従って政治資金監査を行っていただくという考え方でいいのではないかとと思っております。

そして、最後の今後のスケジュールでございますけれども、次回第2回委員会で、後ほど中間報告をさせていただきますが、政治資金監査人の方々へのアンケート結果も踏まえまして、改定内容をさらに検討・追加をいたしまして、第3回の委員会でパブリックコメントの案を決定いただければと思っております。で、9月の第4回委員会で改定内容の決定という段取りで進めさせていただければと思っております。

資料Aにつきましては、以上でございます。

資料Bが、先ほど資料Aの論点整理をもとに事務局で、現段階のものとして作成をさせていただきました新旧対照表でございます。非常に細かくて恐縮でございますが、すべて御説明をする必要もないかと存じますので、主なところだけかいつまんで御説明をしたいと思っております。

まず、3 ページでございますが、3 ページにつきましては、政治資金監査マニュアルの改定に当たってということで、マニュアルを策定していただいたときに「はじめに」ということで、「政治資金監査マニュアルの運用に当たって」という文章を出させていただいておりますが、それに対応するものとして、改定内容に応じては、このような「改定に当たって」という文章をおつけした方がよろしいのではないかとというふうに考えておまして、各委員のお名前を、今の段階でのものをつけさせていただいております。これにつきましては、改定内容が確定した段階でまたさらに見直しをしていきたいと思っております。

続きまして、29 ページでございます。29 ページの2の(1)個別監査指針の1号監査事項の部分につきましては、従来このマニュアル上で保存対象書類の一覧表という様式を

定めまして、1号監査を行っていただくという整理にしておりましたが、この保存対象書類一覧表に書くべき内容、それから、一覧表の例、これにつきましては、従来マニュアル本体ではなくて、この左側の旧の部分で言えば、ちょっと色つきで枠囲いになっている部分でございますが、これ、テキストで参考資料のような位置付けで記載されている部分でございます。ですけれども、保存対象書類一覧表自体、政治資金監査を行う重要な書類の一部の位置付けになっておりますので、これにつきましては、参考資料ではなくて、マニュアル本体に記載すべきではないかということで、そこの下線部のように一覧表に記載することが想定される事項として、日付、政治団体の名称、会計責任者の氏名、保存対象書類の名称、冊数等を定めまして、保存対象書類一覧表の例として、下のような様式を定めるといふことで、参考資料をマニュアルに格上げする案にさせていただいているところでございます。

続きまして、32ページでございます。32ページ、2号監査事項の中で領収書等との突合することを説明している部分でございますけれども、枠囲いの中でございますので、マニュアル本体ではなくて、参考資料的な位置付けではございますけれども、登録政治資金監査人の方々から、非常に領収書等の定義、あるいは徴難明細書とは何か、支出目的書とは何か、そういったお問い合わせを多くいただいているところでございまして、このような政治資金規正法で定められた書面についての解説、それから、突合する観点で領収書がなく徴難事由があるときは、徴難明細書と突合するとか、振込の場合には、その振込明細書でもできるとか、そういった書面の突合を行っている登録政治資金監査人の方々を理解しやすいような観点で解説を加えさせていただいております。(1)として領収書の定義、(2)の①として、領収書がない場合で振込の方法による支出以外の場合には、徴難明細書と突合すると。その徴難明細書の定義、それから、(2)の②としまして、振込の方法で支出をした場合には、振込明細書、あるいは支出目的書が必要で、その定義といった形で整理をして記述をしているところでございます。

同様に、34ページで、人件費と突合を行う書面ということで、人件費につきましては、領収書があれば領収書、領収書がない場合には、振込明細書や貸金台帳、源泉徴収簿といった書面で突合することになっておりますので、その関係もわかりやすいように整理をして記載をしているところでございます。

続きまして、49ページでございます。先ほども資料Bで御説明をしましたように、徴難明細書、領収書を徴し難い事情の具体例ということで、非常にわかりにくい、お問い合

わせが多い部分でございます。これにつきましても、例えば物品等による金銭以外の支出は、領収書を発行してもらうことは事実上困難であるため、徴難事由と認められるということですか、振込の方法による支出について、金融機関やコンビニ等で振込の方法によって支出をした場合には、支出の相手方が領収書を発行しない場合が想定されるといった形で、より従来の記述よりわかりやすい案にしてみましたところでございます。

さらに、53ページでございますが、政治資金監査報告書の記載要領といたしまして、53ページの下、5. の3つ目の・からでございますけれども、突合を行う書面が存在しない支出がある場合、記載例(3)の例によることということで、さらに、どのような場合かということの場合分けをいたしまして、①、②、③ということで、領収書等亡失等一覧表が添付されるような場合が①、次のページの人件費で賃金台帳、源泉徴収簿等でもチェックできないものの書き方が②、高額領収書のあて名が不確かなものが③といった形で、場合分けをして説明を加えたところでございます。さらに、その下の枠囲いのところでございますけれども、記載例で、例えば監査結果で書類の保存状況についての監査結果について、保存されている書面の中で、もともと保存又は作成する必要がなかった書類がある場合にはどういう書き方をすればいいのかというお問い合わせも結構いただきましたので、その確認した書面、書類だけ記述してくれば結構ですし、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合には、その旨を記載しても差し支えないことということを解説を加えまして、その場合の記載例というのを枠囲いの中で追加をさせていただいたところでございます。

すいません。先ほどちょっと御説明が不十分だったかもしれませんが、これ以外に、表現の統一といたしまして、政治資金監査と表記すべきところを単に監査と表記している部分が幾つかございましたので、それらについてもすべて正確に政治資金監査という表記に統一をさせていただいているところでございます。

資料Bは以上でございます。

説明、長くなって恐縮でございますが、続きまして、資料Cでございます。先ほどの監査マニュアルの改定に係る論点整理の中で、政治資金監査の方法の変更が必要かどうかということで、その中の現段階で事務局として整理をしておきたい内容といたしまして、この人件費の扱いをまず御説明して、御議論をいただければということでお出しをするものでございます。

内容といたしましては、昨年度第5回の委員会で同様の問題提起をさせていただきました

て、一度御審議をいただいたものと同じ内容でございます。人件費に関する政治資金監査といたしましては、2号監査事項といたしまして、まずは、領収書等と突合するというところでございますけれども、人件費については、領収書や振込明細書がない場合につきましては、貸金台帳、源泉徴収簿等により確認をするということになっております。それについては、会計責任者等に対するヒアリングによりまして、貸金台帳や源泉徴収簿等でも確認できない場合には、さらにその支出がされたことの確認を会計責任者に求めるという考え方でございます。その結果、政治資金監査報告書につきましては、支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費がある場合には、何件、幾らという形で記載をするというところでございます。したがって、人件費につきましては、領収書がなくても、貸金台帳や源泉徴収簿といった支出の状況を確認できる書類があれば、監査報告書には記載されないという扱いになっているわけでございます。

論点のところに記載されておりますけれども、そのような人件費の扱いについては、人件費以外の支出については、領収書等がなければ、すべて政治資金監査報告書、具体的には領収書等亡失等一覧表に記載をされるのに対しまして、人件費については、領収書がなくても貸金台帳等で確認ができればいいという扱いになっております。領収書等の徴収義務という観点で言えば、すべての経費について同じように課せられているという扱いになっているところでございます。

これにつきまして、次の2ページ、検討のところでございます。どう対応するかということで、これも、この検討案も昨年度御説明をしたものと同じものでございます。(1)、1つの案といたしましては、そもそも政治資金監査は、収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について意見表明を求めるものではないということでございますので、政治資金規正法上の義務違反、領収書徴収義務を果たされていないということをすべて政治資金監査報告書に記載する必要はないのではないかということで、現行の取り扱いのままとしてはどうかというものでございます。

(2)は、もう一つの案でございます。適正性・適法性について意見表明を求めるものではないと言いつつも、領収書等は本来すべての支出について徴収することが義務付けられているので、人件費以外の支出と整合をとるためにも、人件費についても領収書がない旨、亡失等一覧表に記載することとしてはどうかということで、その場合には、監査マニュアルの改定が必要になってまいります。

3ページでございますが、昨年度、同じ問題提起をさせていただいて、委員会で御議論

賜ったわけでございますけれども、政治団体にとって、このような形でもし監査マニュアルを変えるということになりますと、判断基準を変更せざるを得ないような何らかの理由が必要なのではないかということで、小見山委員の方から、何か新しい事象が明らかになって、そのような判断基準を変更せざるを得ないような場合に、監査報告書の記載方法が変更されるというのが一般的ではないかということで、それが無い状態で改定をすると、政治団体にとってみれば、同じ事実があるのに年によって違う監査報告書が出てしまうということになるのではないかという御指摘をいただいたところでございます。

私どもの方で、21年分の政治資金監査に関しまして、さまざまな登録政治資金監査人の方々からのお問い合わせ等々いただいているところでございますが、今のところこの人件費の扱いについて特段の御指摘もない状況でございますので、この観点で言えば、判断基準を変更するということには至らないのではないかということで、今回のマニュアル改定におきましては、案の(1)の考え方に立ちまして、現行の取り扱いを維持してはどうかということでございます。

資料Cは以上でございます。

恐縮ですが、最後、資料Dを御説明させていただきます。

このマニュアル改定にも役立たせるために、登録政治資金監査人の方々に対するアンケート調査を実施しているところでございます。前回の委員会で御審議を賜りました内容でございます。この締め切りが6月15日になっておりますので、今日は、中間報告ということで、5月14日現在の取りまとめを御報告させていただくものでございます。

総回答数1,449で、回収率41%の段階でございまして、その中で政治資金監査を行った方、行ったという回答が266でございます。実施をした政治団体の数といたしましては、その下の表のとおり、1団体、2団体、3団体あたりが30%前後ずつという状況でございまして、この段階での政治資金監査を実施した団体数といたしましては、648団体、1人当たり平均で2.5団体という状況でございます。

2ページ目に参りまして、政治資金監査を行った実施時期といたしましては、2月、3月、4月が多いという傾向でございまして、政治資金監査の期間といたしましては、1日で行ったという方が最も多く、2日、3日ぐらいまでが多いところでございます。

3ページに参りまして、従事した登録政治資金監査人の人数といたしましては、1人という御回答が最も多いところでございます。使用人の数といたしましては、0人という方が6割ほど。さらに、事前準備の関係につきましては、保存状況を事前に確認をした、あ

るいは領収書等の整理方法を事前に指導・助言したという御回答が半数近くいただいたところでございます。その他の事前準備の概要といたしましては、帳簿類を毎月定期的にチェックした、中間監査を行ったという方もいらっしゃいました。

4ページ以降は、自由記載で問題になったことがあれば御記入いただくということで、これは事務局で編集を加えずにそのまま載せているものでございます。次回以降、次回の委員会では少しまとめて傾向を御報告したいと存じますけれども、例えばこの4ページでは、領収書等に該当するかどうかということで、政治資金監査人の方々からすれば、例えば請求書や振込依頼書等々でチェックができるので、問題がないと思われるものについても監査マニュアルに従いますと、亡失等一覧表に書かせなければならないものがあって、やや疑問を感じたというものですとか、ただし書きがない領収書で支払先が推測されるようなものまですべてチェックをしなきゃならないのかというようなこと。一方では、領収書等の不備が非常に多いという御指摘もいただいているところでございます。

それから、5ページ以降で、会計帳簿の記載に関しましては、振込手数料等について、支払先住所の記入をすべて会計帳簿に書かせるのは大変なので、省略等をしていただきたいという御意見。それから、カード支払いの場合の記帳の仕方について疑問を感じたといった御意見。さらに、6ページ以降では、政治団体の会計処理の方法として、現金管理がきちんとなされていない。預金口座が混在していたという御指摘等々。9ページからでございますけれども、収支、繰越残高も0の団体まですべて政治資金監査が必要ということで、そのような監査、政治資金監査について監査報酬をどうするのかというのが問題になったということですか、複式簿記が必要なのではないかといった御意見等々。さらに、10ページ以降で、やはり領収書のただし書きについての疑問等々が寄せられているところでございます。

これらにつきまして、最終的に締め切り以降、アンケートの取りまとめを行いまして、次回の委員会で御報告をし、事務局といたしまして、これらをもとに、さらに政治資金監査マニュアルで改定すべきところがないかどうかという、参考にしていきたいと考えているところでございます。

大変長くなって恐縮でございますが、資料の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【上田委員長】 ありがとうございます。では、この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。資料AからD、どこからでも結構ござい

ます。牧之内委員、お願いします。

【牧之内委員】 ちょっとすみません。私、誤解しているのかもしれませんが、青いやつですね。この具体的な指針というのと実施要領とがありまして、この具体的な指針というのをマニュアルと呼んだり、何か全体をマニュアルと呼んだりという、ちょっと私自身も混同があるんですが、今回は、これを一体化するというふうに理解すればいいんでしょうか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 法律で定められております政治資金監査に関する具体的な指針は、このテキストでいう、この具体的な指針（政治資金監査マニュアル）と、この政治資金監査実施要領を全体として法律上の政治資金監査に関する具体的な指針という位置付けでございます。それがあたかもこちらの、いわば、本体的な前半の部分だけが具体的な指針であって、監査実施要領の方は、法律に基づかないものではないかという、ちょっとした誤解もあるところでございますが、それは一体としてすべて具体的な指針の位置付けであるという前提で、今回改定をさせていただきたいのは、このように2つに分けて構成してしまっているものですから、本来は一体として、例えば政治資金監査報告書の記載の考え方等々、一体として理解すべきところが少しばらばらになってしまっているということで、このテキスト上の構成を一体化してはどうかという考え方でございまして、したがって、今の具体的な指針とこの監査実施要領が別立てになっているという、その本体の構成自体は変えずに、そのテキストの構成を変えてはどうかというものでございます。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 そのテキストだけじゃなくて、全体を一本化することはどういう支障があるんですか。というのは、これ、ずっと見てると、実施要領のところ後ろにヘッダーとして出して出てきますよね。このあたりがすごく理解しづらかったんですけども、だから、むしろ一本化してやった方が使う方は読みやすいと思うんですが。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【米澤参事官】 一本化することに特に支障はないと思います。私どもの方で、あまり大きく、法律に基づく文書でございますので、大きく本体の構成を変えてしまうのはちょっといかがかと思いましたので、この前段の具体的な指針と後段の監査実施要領というのは、一応位置付けはそのままにして、ただ、政治資金監査人の方々が理解しやすいようにテキスト上の構成で工夫をした方が、改正する量としてはあまり大きくしなくても済む

のではないかということで、このような案にしているところでございます。

ただ、本当にもう全部溶け込ませて一本にした方がいいのではないかということであれば、それをすることに特に支障があるというものではないと思います。

【上田委員長】 ほかの委員の方、いかがですか。牧之内委員。

【牧之内委員】 ちょっと内容等の議論もあるんでしょうから、最終的に御議論いただければいいと思いますけども。本体を2つに分けたとしても、本体の方にもう一回戻ってというようなことをするような人はまずいなくて、テキスト一本で勉強すると思うんですよ。そうすると、何かこの位置付けがよくわからないような実施要領というのが突然途中に飛び込んできたりすると、何か逆に理解の支障になるのではないかという感じを私は受けました。

【上田委員長】 恐縮ですが、小見山委員、いかがでございますか。

【小見山委員】 これはももとの建て付けからいって、本来あるべきものと、それから、その解説書というんですか、そういう形でたしかつくったと思うんですね、当初。ただ、それを初めて使う方たちにテキストとお渡しして指導するときには両方2冊あって見ていけばいいんでしょうが、それを一冊にしたということですね。そのうちに、これ、説明しているうちにやっぱり付箋貼るのも大変だから、この中へ入れたらどうかということから始まっていった議題だと思います。

では、2つに分けたことはそもそもどうなんだということになりますので、分けたからいけないとか、分けなくちゃいけないという理由もないと思いますのでね。これは使い勝手のいいような形にさせていただけばいいんじゃないかなと思います。ですから、私はもう一つにされても構わないとは思いますがね。

【牧之内委員】 まあ、それはちょっとまた時間かけて、まだ大分時間はあるでしょうから。

【上田委員長】 では、そのほかの点はいかがでございますか。牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 それから、人件費の問題が出ていますが、ちょっと私、いつ話が出たかすっかり記憶がないんですけどもね。要するに、ここに書いてあるのは、ほかの経費との均衡を失するという問題意識で書いてありますけども、事務局がこれを取り上げたのは、そのほかに何か、ちょっと今のままの扱いだと、こういう懸念があるとかというようなのがあったのかどうか。それと、この人件費の賃金台帳とか、源泉徴収簿でも出てない、そういうものもないという場合に、それが何件ありましたというようなのを書くようになって

ていますよね。それで、賃金台帳等があった場合には何も出てこないということになっていますが、現実の監査報告書においてこの人件費についてどのような付言をしているのか。どういう現実の状況にあるのか。人件費はどこも触れるところがなかったというような状況だとすると、人件費をネグっている危険性もありますよね。だから、ちょっとそこらは、今回いただいた報告書の内容等を見て、今日、早急にもうこれは従来どおりだという結論を出すのではなくて、もっと状況を見てからにしたらどうかと。

そのほかのものもそうなんですけども、せっかく報告書が上がってきているわけですから、ちょっと全体的な傾向なりを分析し、それから、実際に監査人の方々の御意見をそれに絡めて、もうちょっと見直すべき点はあるのかなのかというところは考えた方がいいのではないかと思います。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 1点目の事務局の問題意識といたしましては、私どもは、改めてマニュアルを読んでいまして、人件費が最後、要するに、総務大臣や選管にその領収書を出さないでいい経費になってしまっていますので、そこがより、むしろ国民の目から見るとある意味注目を浴びてしまう部分。その部分につきまして、証拠書類がなく、監査人の方々のチェックによる源泉徴収簿等で確認をするという仕組みになっていますので、その源泉徴収簿等で確認をしたとしても、領収書があるかないかを指摘をした方が、より監査人の方々にしても適切に政治資金監査を行ったということになるのではないかと、説明責任を果たすことになるのではないかとという考え方で論点提示をさせていただいたわけですが、現状において、それで何か問題が生じているかという、今のところは、それは、先ほど申し上げましたように、問題が生じているというふうには聞いておりませんが、2点目の御指摘のように、じゃあ、現実に政治資金監査報告書を見た場合に人件費の扱いがどうなっているかというのをよく見るというのは、確かに御指摘のとおりだと思います。

ただ、総務大臣や選管の方で形式審査をしている中で、私どもでどれだけ政治資金監査報告書の中身を把握できるかどうか。それがいつごろまでに委員会に御提示できるかというのを少しちょっと内部でよく段取りを検討させていただきたいと思います。

【牧之内委員】 いや、それはそうだね。

【上田委員長】 この点については、今の参事官で説明でよろしゅうございますか。

【牧之内委員】 はい。

【上田委員長】 次に、何かありますでしょうか。

私の方からちょっと御質問ですけど、アンケートの回収率が5月14日現在で41%、あと、6月15日が締め切りで、またこれは結構回収率が増加する傾向にあるんですか。

【米澤参事官】 今で大体51ぐらいでございます。

【上田委員長】 ああ、そうですか。過半数達しないとやっぱり何となく座りがよくな
いというか。

何かほかの点で御質問ございますでしょうか。では、お気づきの点がございましたら、
また随時御発言いただくとしまして、次に、第2の議題の政治資金監査に関するQ&Aに
ついて、説明を事務局にお願いします。参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 それでは、資料2でございます。97番につきましては、複数の政治
団体と同一の契約書によって政治資金監査契約を締結することは差し支えないかというこ
とで、これについては差し支えないということでございます。ただし、政治資金監査報酬
につきましては、それぞれの団体において自らの政治資金監査に要した額を会計帳簿等に
記載する必要があるということでございます。

98番につきましては、支出の目的が記載されてない領収書で、会計帳簿の記載事項と
整合がとれているので、亡失等一覧表に記載する必要がないというものについて、政治資
金監査人の方々がそういう扱いをする前提として、会計責任者に亡失等一覧表にまずは書
かせた上で、政治資金監査人の方がそれを落とす、削除するというような手続を踏む必要
があるかというお問い合わせでございまして、これについては、最初から落とした形で亡
失等一覧表に記載をしておけばいいので、そのような手続をとる必要はありませんという
御回答でございます。

99番につきましては、事務所の賃料につきまして、各月ごとに領収書を徴するかわり
に、判取帳を用いまして、支出の相手方から月ごとの受領印を得ていると。この判取帳に
は領収書の3事項が書いてあると。この場合にこの判取帳は領収書等と認められるかとい
うものでございまして、この場合は、支出の相手から徴した書面と認められるというこ
とで、領収書等に該当するという扱いで差し支えないというものでございます。

次のページの100番でございます。収支報告書とあわせて提出する領収書等の写しの
提出方法について、1枚の紙、いわば台紙に複数の領収書等の写しを複写して提出しても
いいかということで、これ、特段定めがございませんので、差し支えありませんというこ
とでございます。「なお」といたしまして、分類の仕方といたしましては、支出の項目ごと

に分類して提出をしなければいけないということが省令事項で定められているところがございます。

101番でございますけれども、領収書等で3事項の記載はあるんですが、収入印紙が貼られてないというものを領収書等と認めていいかというものでございまして、これは、3事項が書いてあれば、収入印紙がなくても該当しますということで、「なお」といたしまして、貼付漏れを発見した場合の取り扱いといたしまして、会計責任者に対するヒアリングにおいて指摘することも差し支えありませんという御回答でございます。

102番でございますが、政治資金監査報告書を作成するに当たりまして、その確認をした収支報告書の内容が明らかになるように、その写しとともに、監査報告書と一緒に綴じ込むと、冊子として綴じるという措置を講じても差し支えないかというお問い合わせでございまして、これにつきましては、政治資金監査報告書の様式、作成方法につきましては、政治資金規正法の施行規則や政治資金監査マニュアルで規定をされておりますので、その施行規則、マニュアル等の規定によりますと、この政治資金監査報告書に綴じられた収支報告書の写しの部分というのは、政治資金監査報告書の一部を構成するものではないと言わざるを得ません。したがって、このような一緒に綴じ込むような措置を講じて提出されたといいたしましても、その収支報告書の写しの部分については、総務大臣や県選管で保存の対象にはなりませんし、閲覧又は写しの交付の対象にもならないということでございます。

Q&Aにつきましては、以上でございます。

【上田委員長】 ただいまのQ&Aにつきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。池田委員、どうぞ、お願いします。

【池田委員】 101なんですが、この回答の下から2行目、「なお、収入印紙の貼付漏れを発見した場合には、会計責任者に対するヒアリングにおいて指摘することも差し支えありません」と。これは、指摘し、そして、指導するということは言えないんですかね。

【上田委員長】 今の御発言の趣旨は、指摘にとどまらず、指導まで踏み込んだらいかがかと、こういう御趣旨ですね。

【池田委員】 はい、そうです。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【米澤参事官】 収入印紙の貼付漏れにつきましては、それにとどまらず、他の法令違反を発見した場合に、どう政治資金監査人として対応すべきかという論点になってまいり

ます。今の政治資金監査マニュアルの考え方といたしましては、他の法令違反を発見した場合には、それを指摘、それについてヒアリングを妨げないという位置付けになっておりまして、指導するということになってしまいますと、ある意味、法令違反を政治資金監査人として発見をして、発見した場合には必ずその指摘をすることを、いわば義務付けてしまうことになってしまいますので、もしそれを発見できなかった場合の政治資金監査人の方々の責任という観点も考えますと、現行マニュアルと同じように、ヒアリングを妨げない、指摘をしても差し支えないというところでとどまっておくべきではないかということで、このような案にさせていただいているところでございます。

【上田委員長】 ほかの委員の方、いかがですか。

【池田委員】 はい。

【上田委員長】 池田委員、どうぞ。

【池田委員】 今の、おかしい回答ですよ。といいますのはね、この収入印紙の貼付漏れを発見したというのは、いわゆる脱税行為があったとみなされるわけですよ。だから、ここはきちっと指導する義務があるのではないかなど。だったら、そこを通り越した人に対して、監査人の、いわゆる責任問題というわけですけども、それとこれとは次元が違うのではないですかね。発見したときの事実に対してどう処理するかということの方が大切であって、と思うんですけども、いかがでしょうか。

【上田委員長】 今、脱税というのは、領収書の場合には、領収書の発行者の方の脱税、政治資金団体側じゃないですわね。

【池田委員】 そうですね。発行者の方ですね。

【上田委員長】 発行者だから。だから、政治資金監査人は、政治団体の会計責任者のヒアリングをする立場ですから、何といたしますかね。政治団体が受け取った領収書について収入印紙漏れがありますという指摘にとどまるんじゃないですか。そういう領収書を受け取っちゃならないというところまではいかない。

【池田委員】 こういう書き方であれば、どっちでもいいよという感じでしょう、差し支えないということは。だから、指導すべきではないかと思うんですが。

【上田委員長】 例えば企業の税務申告を担当している税理士さんの場合は、こういうことを発見した場合はどういう取り扱いをされているんですか。

【池田委員】 貼ってもらってくださいというふうに指導しますね。発行者に対して。

【上田委員長】 それは、でも、税の関係でそういう指導をするので、政治資金監査の

面からいうと、それは指導という概念には当たらないんじゃないでしょうかね。

【池田委員】 ああ、そうですか。

【上田委員長】 だから、指摘して、こういう問題がありますよというところにとどまるんじゃないでしょうかね。

【池田委員】 だから、私は、この「指摘しなさい」というふうに書けばどうなんでしょうねということです。「差し支えない」というのは、してもしなくてもいいよというふうな言い方でしょう。

【上田委員長】 まあ、指摘の内容ですよ。

【池田委員】 ……。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 そこは、何か非常に悩ましいところで、そのほかの法令違反事項とか何とかそういうようなのもちょっと避けてきているというんですかね。はっきり明言をしないできていると思いますが、マニュアルとか、要領の中ではこれに関するところは言うていましたかね。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【米澤参事官】 お手元の青表紙のテキストでいきますと、66ページがその該当部分でございまして、会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項として位置付けられているものでございます。この5. で、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは以下のとおりということで、事務所が、政治団体の活動以外の活動にも使用されている場合の経常経費の扱い、他の政治団体に対する支出、花輪、供花、香典の類、これについては確認する必要があるという位置付けでございまして、なお書きとして、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げない。その他の事項といたしまして、下の枠囲い、参考資料の位置付けのものとして、政治資金適正化委員会において議論になったものとして、今、御議論いただいています印紙の貼付漏れを筆頭に人件費関係書類の不備、賃金台帳とか、源泉徴収簿等で税額の誤りを発見した場合、事務所の借料損料の記載漏れ、こういったものをヒアリングを妨げないという位置付けで例示として掲げて、注意喚起をするという整理をしているところでございます。

これにつきましても、今、牧之内委員、御指摘になりましたように、その他の関係法令上の問題点といいますと、かなりいろいろ出てくることがございますので、それをすべて

発見すべく監査をするという仕組みにはまらずなっていないと。発見した場合にすべて指摘をするとなると、発見できなかったときの監査人の責任というようなものも少しちょっと考慮する必要があるのではないかということで、そこは政治資金監査の目的に照らして任意の扱いにさせていただいているところでございます。

もし、発見した場合には指導するとなりますと、印紙の貼付漏れ以外の関係法令等々の扱い等についても、より厳密にヒアリング等を行うような考え方になってくるのではないかと思っておりますが、先ほど御説明しましたQ&Aの考え方としては、このマニュアルの取り扱いに沿って御回答しようという案になっているものでございます。

【上田委員長】 ほかの委員、谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 じゃあ、このマニュアルに沿って、「差し支えありません」というのを「想定されます」にすれば、少し強くなるんじゃないですか。

【米澤参事官】 ヒアリングにおいて指摘することも想定されます。

【谷口委員】 はい。この66ページのまんま。

【米澤参事官】 はい。

【上田委員長】 池田委員、いかがでございますか。「差し支えありません」というのは、要するに、裏返しからいった話で、今、谷口委員、御指摘は、指摘されるでしょうという話ですね。

【谷口委員】 そうですね。少しね、一步前進じゃないでしょうかね。

【池田委員】 ……。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 逆にマニュアルにあるんだっつらば、マニュアルどおりの表現の方が、ほかの新たな表現よりいいんじゃないでしょうかね。

【池田委員】 マニュアルはそうは書いていませんね。どう書いているの。

【牧之内委員】 想定される？

【米澤参事官】 この枠囲い1つ目の・の括弧内、4行目ぐらいでしょうか。印紙の貼付漏れは、領収書の発行者側の問題であり、政治団体の問題ではないが、政治資金監査において指摘することも想定されるというのがテキスト上の表記でございます。

【上田委員長】 昨年か、一昨年か忘れましたが、やっぱりこの問題がこの委員会で議論されて、今の66ページのマニュアルのとおりで一応落ちついた経過もありますので、じゃあ、今の谷口委員の案で想定されるという点で、この場はちょっとまとめたいと思い

ますが、それによろしゅうございますか。

【池田委員】 はい。

【上田委員長】 次、ほかの点はございますか。

【小見山委員】 たくさんあったので、ちょっと忘れてしまったので、よろしいですか。小見山でございます。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 資料1の2のところですか。これはそういう趣旨で、毎年、例えば新しい何かがこの形が変わりましたということに注意するために説明会を開催しましょうということですね。で、この開催の日時などの一つの案として、今年ですと、10月から12月の間に開きましょうというふうになっていると思うんですが、都市の問題なんですけどね。東京だったら大体いける。大阪近郊もいける。これ、地方の場合なんかはCD-ROMとか、そういうこともお考えになっていらっしゃるんですかね。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【米澤参事官】 事例等説明会につきましては、マニュアルの改定を受けてという趣旨ではなくて、マニュアル改定がなかったとしても、立ち上がったばかりの制度でございますので、初めての実際の政治資金監査の事例があるということで、次年以降にその知見を役立てていただきたいという趣旨で開催するものでございます。一応地方開催も検討させていただいております。内容といたしましては、改定マニュアルというよりは、おそらく今回マニュアルを改定しますと、それももちろん大事な要素ではございますけれども、実際の政治資金監査を行った際にいろいろ問題になった事例、非常に悩んだ件、そういったことを御紹介するような内容にしていきたいと思っております。

その内容をさらにCD-ROMにして配れるかどうかというのは、もしそういう、その方がよろしいということであれば検討させていただきたいと思っております。

【小見山委員】 いやいや、それはそういうことではないです。はい、ありがとうございます。ちょっと余談でございまして、大変申しわけございません。余談です。

実は、公認会計士は、継続研修制度というのがこれ、義務化されておまして、法律で。1単位でも受けたいとか、何か授業を受けたものを1単位でも自分は登録したいと、こう思っておりますものですから、そういうふうなものでこういう形で制度に参加されて、こういうことをもう一回勉強したという方たちには、そういう領収書を持ってこいとか、C

D-ROMを聞いたら、その内容を書けとかというようなことをやって、少しでもそういうふうなものに役立たせたいということもありますし、それから、こういう制度は私、非常に大切だと思いますのは、そういうことをやることによって、自動車の免許改定がないような、こういう制度ですから、そういう形で続けていただければなど。

ただ、唯一、大都市の方はよろしいんですが、どうしても地方の方たちになってまいりますと、なかなかそういうことに参加できないという方がいらっしゃるので、そのときにどうされるのかなと、こう思ったものですから質問させていただきました。

【上田委員長】 じゃあ、ほかに。牧之内委員、何かございますか。

【牧之内委員】 もうこのほかに説明はないんですよね。まだあるんですか。

【米澤参事官】 あと、最後、登録者数と研修の状況の説明。

【牧之内委員】 じゃあ、その前に。

【上田委員長】 どうぞ。

【牧之内委員】 今後の審議事項、一番最初に戻って恐縮ですが、その他のところに必要に応じて委員会の見解を検討し、公表するという表現になっていますけれども、今度のアンケート調査などでも、会計帳簿への住所やら何やらというのを細々と記載させるようなものが本当に必要なのかとか。いわゆるそもそもの領収書の3事項、こういうものに対する疑問がかなり強く出ていますよね。以前もそういうの、この委員会でもいろいろどうしようかというような、ちょっと検討の入口みたいな話はしたと思うんですけども、法律、政令、省令等の改正等を要するような事項の建議というのもこの中に含まれているのか。いや、それはもうやりませんという趣旨なのかということですけどね。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【米澤参事官】 その他の中にももちろんその建議が必要になってくるような委員会としての考え方がまとまれば、もちろん建議も含めて検討するという趣旨でございます。

【牧之内委員】 わかりました。ならいいです。

【米澤参事官】 蛇足でございますが、そういった観点で幅広く検討していく際に、今、牧之内委員から御指摘があったような領収書の定義、会計帳簿の細々とした記載で、マニュアルでどこまで対応すべきなのか。では、法律、立法論として委員会としてどういう考え方を打ち出すのかという段階で御議論をしていただく必要があるのかなと思っています。ところでございます。

【上田委員長】 ほかに何かございませんでしょうか。池田委員、どうぞ、お願いします。

す。

【池田委員】 すいません。個別事案ではないんですが、政治資金規正法がある。日本には法律幾つあるのか、2,000ぐらいあるんでしょうけども、この監査する段階で他の法律等は考える必要性はないんですか。法律違反しても関係ないんですか。政治資金規正法の中で、いわゆるそれが整合性があればいいわけですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 関係がないということではないと思いますが、政治資金監査でどこまでやるか。政治資金監査は何をチェックすべきなのかということマニュアルで定めているということだと思います。もし池田委員、御指摘のように、規正法以外のさまざまな法律の、いわば適法性もチェックをするというマニュアルにすれば、そういったものも、要するに、監査する事項としてマニュアル上明記をして、それに従って監査をしていただくということになると思います。今のマニュアルの考え方というのは、規正法も含めて法律違反を発見するための監査ではないと。要するに、支出が確かに、支出がその領収書等の証拠書類で裏付けられているかどうかということをチェックするものだという考え方で構成しておりますので、それは、ある意味マニュアルだけではなくて、政治資金規正法で定められた政治資金監査というものがどういうものなのかというところからそのような定めをしていることだと思います。

【池田委員】 だから、その監査の中には、領収書というものの概念が、私は、これはちょっとこの3つの要件というのはおかしいと思うんですよ。これはいいとしてね。そこで領収書の問題であるとか、あるいは人件費の、給料の、いわゆる源泉の問題ですよ。これも明らかに間違っているということをわかったときでも、それは指摘する必要はないんですね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 大変恐縮ですが、今のマニュアルの考え方、そのマニュアルの考え方が前提としています法律で、政治資金監査というものはこういうものであるという、その外縁部を定めておりますので、その考え方からすると、源泉徴収が間違っているかどうか等々をこの政治資金監査としてチェックをなささいということにはなっていないというふうに私どもは考えております。

【池田委員】 だから、そこまで踏み込まなくてもいいんですか、また、踏み込まないんですか。どっちなんでしょうね。

【上田委員長】 これは政治資金監査というのは、どういうものかという、そもそも論に始まっちゃうんですけど。

【池田委員】 あー、うん。

【上田委員長】 政治資金課長、どうぞ。

【松崎政治資金課長】 以前、御議論していたときも、会長さんから、やっぱり貼付漏れのお話をいただいたり、あるいは人事管理のところで、おっしゃるように、例えば社会保険の関係はどうなのかとか、いろんな法律に反するようなことを、専門家の方ですから、特にその分野の専門家だと見つかってしまう場合にどこまで指摘をするのかということですが、一応マニュアルで、最低限すべからくすべての監査人の方が税理士さんも、公認会計士さんも、弁護士さんも、すべての方がここまではしていただくということをきちっと書くと。その上で、さらに専門家として何か助言の類としてこうされることはあるだろうということ、先ほどのような形でヒアリングの際に指摘されることもあるだろうと。そこは、まさに監査人個々の方が御自分としてどこまでおやりになられるかということはあると思います。決してそれを指摘してはいけないということではないんですが、そこが政治資金監査として求められる基準、ここまでは必ずやってくださいというものよりはやっぱりどうしても超えているというふうに考えざるを得ないのかなと。やはりすべての監査人の方が印紙税法に常に詳しいわけでは多分ないと。税理士さんは皆さん詳しいわけですが、そういう中での政治資金監査だということ、ちょっとあいまいな表現というような感じだったかもしれませんが、そういうことで監査マニュアルを利用したときには…

【池田委員】 いやね、やっぱり現場でね、混乱が、支障来すと思いますよ。我々は必ず指摘しますからね。源泉、間違っていますよと。それ、納付しているんですか。そこまでは要求してないですよというふうな話になってしまえばね、じゃあ、いいのと。いうふうな人もおれば、おかしいじゃないのと言う人もあれば、いろいろ出てくるわけ。そのためにQ&Aがあり、マニュアルがあるわけやから、そのとおりにうつつとやっていったら、そこまで踏み込まなくてもいいんですよという言い方をされているわけやからね。だから、それでいいんですかねという疑問があるわけですが。前提条件がそもそも論からいかないかんわけなんですけれども、何となく歯がゆいような気がしますが。しかし、仕方がなければ仕方がない。

【松崎政治資金課長】 印紙税法上、問題だということをはっきり言うことが必要なの

かもしれませんけれども、何かヒアリングした方がいいとか、しない方がいいとかというところに向けていってしまっているんで、何かしなくてもいい。じゃあ、違法のものに目をつぶってみたいにもし受けとめられるのかということ、決してそういう趣旨で監査マニュアルを前はまとめたというわけではなくて、やはり最低基準があつて、それを超える部分は、それは監査人の方々のそれぞれの……。

【池田委員】 家賃の無償の問題でも、贈与の問題が発生するとか、いろいろ税法上の問題がありますよね。で、ちょこちょこ聞かれているんですけどね、私も、税理士から。どうしたらいいんですかという話ですけども、それは監査マニュアルどおりにやってくれとしか言えない状態なんですけどね。

【上田委員長】 だから、今、池田委員の御心配の点は、もし税理士さんなら、税理士さんの立場で、これは印紙税法に触れるとか、これは源泉徴収義務に違反するとか、そういうことがもし発見された場合は、それはどうぞ指摘されることは構いませんよというお話なんです。

【池田委員】 ええ、指摘するのはいい。

【上田委員長】 私は弁護士やっていますけど、弁護士の立場から言えば、何か相手からもらう領収書だから、相手の問題だから、大したことはないんじゃないのって、こう思っちゃうわけですね。自分が発行する領収書だったら問題ですけど。あるいは契約書なんかで、双方がね、印紙を貼らなきゃいけない場合もありますけどね。多分政治資金団体では、契約書みたいなもの、印紙を貼らなきゃいけないような契約書を取り交わすことはないと思いますけど。それはやっぱり一応そういう問題ですと、印紙税法に触れますということはあると思いますけど、それはそのとき、気がついたら指摘、どうぞ指摘してくださいという趣旨だと思います。

【牧之内委員】 そうそうそう。

【上田委員長】 だから、弁護士の立場で言えば、ある支出が、これ、もしかしたら、公職選挙法に触れるんじゃないかと気がついた場合には、どうぞ御指摘くださいという話になる。

【牧之内委員】 そうですね。

【上田委員長】 だから、一切言っちゃならないという趣旨じゃないんです、と思いますね。

【牧之内委員】 ええ。どうぞ指摘してくださいとは書けない。

【米澤参事官】 税理士さんの場合にはと違ってちょっといかないのです。

その辺あたりも含めて、政治資金監査というのはどうあるべきなのか、何が求められているのかということも、少しこのマニュアル改定なり、先ほど牧之内委員から話がありました、その後の建議につながるような話について少し、高いところから少し御議論をいただければと思っております。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 ちょっとそれ、お願いがあるんですが、小見山でございますけれども、私どもは監査じゃない、ただの単なるチェックなんだというふうな理解をしております、どうしても我々が行います監査業務、公認会計士の監査業務は保証業務と言われております、保証人になって判子を押すのと同じことになっておりますので、厳しいルールになればなるほど、判子を押したものの価値は出てくるんですが、逆に責任が非常に重くなるという、そういうことがあります、今回の今までの話の中でも、あくまでも私どもは、皆様が国民の方も理解しにくいかもしれませんが、領収書というものがあつたかないかというだけのことのところでとどめていただくというところからスタートしております、あまりこの監査をされる方たちの責任を重くしたくないというのは非常に強いものですから、その辺も御理解いただいた中でお書きいただいているんだと思うんですね。ですから、あとは、監査人のおおのその職業につながった中でのアドバイスは十分していただいて、よりよいものにしていただければと思いますが、今後の議論の際にも、ぜひあまり負荷のかからないような中で御議論いただければ思う次第でございます。

というのは、収益のところへ今度は来たり、これから、また無償のものが来たり、これだけでも非常に辛いと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

【上田委員長】 では、次は、第3の議題の登録政治資金監査人の登録者数について、事務局、説明をお願いします。参事官、お願いします。

【米澤参事官】 それでは、資料3でございます。登録政治資金監査人の登録者数ということで、6月4日付の登録分までで、左下3,679名の御登録をいただいております。それぞれの内訳はその右に記載のとおりでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ、お願いします。客観的な数字ですから。じゃあ、次に進みます。

次は、第4の議題の政治資金監査に関する研修について、説明を参事官の方、お願いし

ます。

【米澤参事官】 その次の資料4でございます。6月4日現在で研修修了者数、真ん中ごろに、22年度合計というのがございますが、今年度に入って102名の方々が修了されております。今までの総計で3,534人ということでございます。で、この102人の中に前回の委員会で御紹介させていただきました個別研修、集合研修ではなくて、私どもの事務局の部屋の中でパソコンのビデオで受けていただく個別研修の受講者が36名いらっしゃいます。5月末の締め切りに向けまして、わざわざ遠方からも出向いていただいたりしまして、かなり御利用いただいたところでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 何か御質問、御意見ございましたら、どうぞ、御発言ください。谷口委員、お願いします。

【谷口委員】 単なる事実関係の確認なんですが、島根とか、高知とか、かなり少ないところがあるわけですが、そういうところの選出の国会議員の関連団体の監査において何か支障が生じているという話は、今のところ届いていないという理解でよろしいですか。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【米澤参事官】 事務局には、そのようなお問い合わせは特にいただいておりません。

【谷口委員】 結構です。

【上田委員長】 では、本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等につきまして、事務局から何かありますか。事務局長。

【金谷事務局長】 今日は本当に大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。今年度につきまして、第1回ということでございまして、今年度の進め方、それから、特にマニュアル等の改定について、今、さまざまな御意見いただきました。私どもといたしまして、またそういった御意見を踏まえながら、これ、次の検討に活かしてまいりたいと思いますので、また、今年度もよろしくどうぞお願いいたしたいと思います。

【上田委員長】 そのほか、事務局からありましたら、お願いします。

【米澤参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。公表資料につきましても、その場で配布をさせていただきます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【米澤参事官】 次回の委員会につきましては、7月1日木曜日の午後3時に開催をさせていただきたいと存じます。7月1日木曜日の午後3時からでございます。よろしくお願い申し上げます。

【上田委員長】 本日は長時間にわたり御熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。